

令和6年 月 日

茨木市長 福岡 洋一 様

茨木市中心市街地活性化協議会  
会長 加藤 眞一

## 第2期茨木市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

令和6年9月10日付け茨市街第650号にて貴市より照会のありました「茨木市中心市街地活性化基本計画（案）」について、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出します。

### 記

茨木市におかれましては、令和元年12月に茨木市中心市街地活性化基本計画の認定を受け、「中心商業機能の質の更新」、「滞在・活動の場の創出」を目標に様々な事業に取り組んでおり、令和7年3月までの計画期間を満了されようとしています。

令和5年11月に主要事業である文化・子育て複合施設「おにクル」が開館し、多くの市民が滞在・活動する景色が見られ、目標指標の歩行者通行量及び新規出店数については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても、高水準を維持し、概ね目標を達成している状況にあります。

しかしながら、今後は本市においても人口減少による消費の縮小、働き手の減少等による地域全体の活力の低下が懸念されるほか、交通環境の改善や公共空間の更なる活用は継続して取り組むべきと考えます。

第1期の基本計画の成果と課題をもとに「共創による幸せや豊かさを共感できるひと中心のまちなか」の実現に向けて、中心市街地の活性化を推進するため、当協議会の意見として下記のとおり取りまとめましたので、ご検討を賜りますようお願い申し上げます。

#### 1. 茨木市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見について

第2期基本計画（案）は第1期基本計画の十分な検証結果や当協議会における協議を踏まえた内容であり、茨木市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものと認めます。

## 2. 中心市街地の活性化の実現に向けて

### (1) 歩いて楽しい徒歩圏の実現について

歩いて楽しい徒歩圏として中心市街地が市民に利用されるには、安全・安心に移動できる歩行者空間の確保や渋滞解消といった交通環境の整備、歩きたくなるような沿道空間の利用促進など、「ひと中心のまちなか」の実現に向けた取組を早急に進めていくべきと考えます。

また、まちなかの回遊や滞在時間の向上が図られるよう、定期的なイベント開催などのソフト事業の充実や沿道事業者の機運醸成などの支援体制の強化に努められるよう要望します。

### (2) 魅力的な都市空間の整備・誘導について

中心市街地の賑わいと商業機能の活性化を図る上で、市民が立ち寄りやすく訪れる目的となる場所の創出は重要であると考えます。

中心市街地の「2コア1パーク&モール」の都市構造を活かし、阪急茨木駅、JR 茨木駅周辺の再整備の推進及び広場等の滞留機能の充実や、商店街をはじめとする中心市街地内への魅力的な個店の集積を促すとともに、市民や民間事業者、大学等との連携により、魅力的な沿道空間の形成やまちづくり会社等によるそれらの取組が引続き支援されることを要望します。

### (3) 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現について

中心市街地全体の賑わいを創出する上で、公共空間を市民の憩いや活動の場として活用していくことは重要な取組であると考えます。

そのため、多様な主体が日常的に利活用できるような仕組みや環境の整備が必要です。恒常的な賑わいをもたらすため、新たに活動や事業を始めたい人への支援及びまちなかの情報発信などのソフト事業の展開とともに、多くの方々がつながり、共感しあえる場・拠点づくりに今後とも取組まれることを要望します。

## 3. 官民連携による活性化施策の推進について

第2期茨木市中心市街地活性化基本計画（案）を総合的かつ一体的に推進するため、当協議会が中核的な役割を担い、民間活力の導入や情報交換など、茨木市と密接に連携を図りながら官民連携による活性化施策の推進に積極的に取り組んでまいりますので、これからもご支援を賜りますようお願い申し上げます。